

令和5年度第2回

都区協議会会議録

日 時：令和5年9月6日（水）午後3時45分

場 所：東京都庁第一本庁舎 42階北塔 大会議室

### ○武田事務局長（行政部長）

ただ今から、「令和5年度 第2回 都区協議会」を開催いたします。

私は、本協議会事務局長の総務局行政部長の武田と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、タブレット端末を使用して進行してまいります。

説明にあわせて、こちらで操作をさせていただきます。なお、会議中端末に不具合が生じた場合には、職員までお声掛けください。

本日の出席者でございますが、ご覧の座席表をもちまして紹介に代えさせていただきます。

それでは、議事に先立ちまして、本協議会会長である小池知事からご挨拶を申し上げます。

### ○小池会長（知事）

本日は、都区協議会の開催にあたりまして、ご来庁いただきました。冒頭のご挨拶を申し上げます。

令和5年度の都区財政調整につきまして、吉住会長をはじめ、役員の皆様のご尽力をいただきました。

新型コロナの対策が今新たなステージを迎えている訳でございますが、都内にもあちこちで多くの外国人旅行者が訪れるなど、まさに社会が本格的に動き始めた、というところがございます。この明るい兆しを、持続可能な回復、これを「サステナブル・リカバリー」と申し上げておりますけれども、「サステナブル・リカバリー」へとつなげていく、そして、確かな成長を実現するためには、特別区の皆様と力を合わせていくことが不可欠でございます。

東京には、少子化対策、そして子供政策、都市の強靱化、エネルギーの安定確保、そしてGX・DXなど成長分野への積極的な投資による国際競争力の強化等々、取組を加速度的に進めなければならない課題が山積をしているところでございます。また、緑の新たなプロジェクトといたしまして、「東京グリーンビズ」を開始・始動いたしました。100年先を見据えまして、東京の緑の価値を高めていく、そして未来へと継承していくことが必要でございます。

大都市東京を共に支える都と、そして特別区が連携・協力いたしまして課題に向き合って、未来志向で、スピーディーな対応を展開していかなければなりません。

東京の持続的な成長と都民生活の更なる向上のために、都区で同じ認識を共有しまして、「オール東京」で取り組んでまいりましょう。どうぞよろしくお願い申し上げます。

### ○武田事務局長（行政部長）

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

議事の進行役は、総務局長の野間委員にお願いいたします。

○野間委員（総務局長）

それでは、私が進行役を務めさせていただきます。

早速でございますが、本日の議題は、次第のとおりでございます、協議案2件となっております。

まず、第1号協議案及び第2号協議案につきまして事務局長から説明いたします。

○武田事務局長（行政部長）

はじめに、第1号協議案、「令和5年度都区財政調整について」でございます。

資料の2ページをご覧ください。1の「交付金の総額」の欄ですが、まず「調整税等」につきましては、(1)の欄でございますように、2兆1,102億円、対前年度6.6%の増を見込んでおります。この調整税等に特別区の配分割合55.1%を乗じた額に、令和3年度の精算額を加えたものが交付金の総額となり、その額は1兆1,944億円となります。内訳につきましては、普通交付金が交付金総額の95%で1兆1,347億円、特別交付金が5%で597億円でございます。基準財政収入額と基準財政需要額は、その下に記載してあるとおりです。

続きまして、3ページをご覧ください。ただいま説明いたしました特別区財政調整交付金の算定根拠となる「令和5年度 都区財政調整方針（案）」でございます。

第一の「都区間の配分割合の協議の継続」でございますが、「都区間の配分割合に関する事項については、当面の間、令和2年度都区財政調整方針を維持することとし、配分割合の協議については、令和4年度の協議を継続するものとする」ことを記載してございます。

第二の「基準財政収入額」と、第三の「基準財政需要額」については、例年と同様になってございます。

第四の「今後の措置」については、財調条例の改正案を「令和5年第三回東京都議会定例会に付議するもの」とし、「区別の算定は、条例の公布後に行う」ことを記載してございます。

次に、第2号協議案でございますが、「都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（案）について」でございます。これは、令和5年度都区財政調整に係る事項を条例に規定するとともに、所要の規定整備を行うものです。

続きまして、新旧対照表でございます。

先ほどご説明をいたしました第1号協議案の調整方針に基づき、基準財政需要額の単位費用の改定等を行うものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○野間委員（総務局長）

ただ今、説明のありました、第1号協議案及び第2号協議案につきまして、ご意見、ご質

間等がございましたら、ご発言をお願いします。

(吉住委員、挙手)

では吉住委員、お願いいたします。

#### ○吉住委員（新宿区長）

ただいま提案いただきました協議案について、意見を申し上げます。

令和4年度の都区財政調整協議は、円安の進行などによる物価の高騰、ウクライナ情勢の長期化や新型コロナウイルス感染症による経済への影響等、都区を取り巻く財政環境が不透明感を増す中での協議となりました。

今回は、都区間の財源配分のあり方について議論し、配分割合の変更を議論する、非常に重要な協議でありました。

区側は、特別区における児童相談所の設置は、設置区の区域において関連事務が法的に都から移管され、都と特別区の役割分担に大幅な変更が生じるものであるため、財調の配分割合を変更することで、特別区の児童相談所の運営に必要な財源を担保するよう提案いたしました。

この度、これ以上、令和4年度の都区財政調整協議の中断を長引かせることは、都区の連携を発展させていくうえで望ましくないという判断のもと、都区間の配分割合に関する事項については、今後も協議を継続し、早期に結論を出すということを前提に区長会として了承いたします。

次に、特別区相互間の財政調整については、児童相談所関連経費の見直しをはじめ、区側提案の多くを反映することができました。

このように協議の取りまとめに至ることができたのは、都区双方の努力の成果だと考えております。

一方で、特別交付金の割合の引下げなどについては、今回も議論が噛み合わず、実質的な協議が行われませんでした。

これらの課題については、制度本来の相互理解と協力関係のもとで、解決が図られるべきものであり、令和6年度財調協議に向けては是非、前向きな対応をお願いいたします。

今なお続く、物価高騰への対応や安全・安心なまちづくり、また少子・高齢化対策など、取り組むべき喫緊の課題が山積しております。今後とも、都と特別区がこれまで以上に連携を深め、この難局を乗り越えていかなければならないと考えております。

都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを期待して、第1号から第2号までの協議案を了承することといたします。

#### ○野間委員（総務局長）

ただ今のご発言に対しまして、都側から何かございますでしょうか。

(黒沼委員、挙手)

黒沼副知事お願いいたします。

**○黒沼委員（副知事）**

私からは、都区財政調整協議に関しまして、発言をさせていただきます。

まず、配分割合を巡りましては、現在、都区の見解には乖離がございますが、この乖離を埋めるため、都と特別区とで新たな会議体を設置し、継続協議とした上で、配分割合の前段となる議論から進めるということになりました。

また、特別交付金につきましては、災害その他の特別な財政需要に応えるためのものということで、相応な割合であると考えてございます。

財調は、地方自治法や都区制度改革実施大綱などに基づきまして、主体的に都区が協議を行い、自らが決めていくことが重要でございます。東京の将来を見据えまして、引き続き、都と特別区で真摯にご議論をさせていただきたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

**○小池会長（知事）**

ただいま、今年度の都区財政調整方針、そして関連いたします条例の改正につきまして、都と区で合意いたしました。

吉住会長からは、山積する課題に取り組むために、都と特別区はこれまで以上に連携を深めなければならないとのご発言がございました。

今般、特別区長会は吉住区長を会長とする新たな体制となりました。

今後より一層、都と特別区とが力を合わせまして、様々な課題の解決に向け、建設的に取り組んでまいりたいと思います。今後ともどうぞよろしくをお願いいたします。

**○野間委員（総務局長）**

他に、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(なし)

**○野間委員（総務局長）**

それでは、ご異議がないようでございますので、第1号協議案及び第2号協議案につきましては、原案のとおり決定いたします。

これで、本日の予定の議題は終了いたしました。

それでは事務局に戻します。どうもありがとうございました。

○武田事務局長（行政部長）

それでは、以上で令和5年度第2回都区協議会は終了となります。  
本日はありがとうございました。

— 了 —